

告示日（4月1日）

選挙に立候補する場合は、立候補の届出をします。

## 【立候補届出】

時間は、午前8時半～午後5時までですが、

7時半までに集合

届け出の順番を決めるクジを引くための順番を決めるクジを引く 2番でした

届け出の順番を決めるクジを で引いた順番でクジを引く 3番でした

\* この届け出の順番が、「選挙ポスター掲示板」の場所になります。

の順番が来ると、事前審査を受けた書類が入った封筒を渡し、チェックを受けて届出が受理されます。

「選挙の7つ道具」といわれるものが入った箱を受け取ります

- 1、選挙運動用自動車（船舶）表示板
- 2、選挙運動用拡声器表示板
- 3、街頭演説用標旗
- 4、自動車（船舶）乗車（船）員用腕章
- 5、選挙運動用腕章
- 6、新聞広告掲載証明書
- 7、候補者用通常葉書使用証明書
- 8、選挙運動用通常葉書差出票
- 9、告示（県報）



川本さんの前議会マネージャーと二人で行きました。事前審査は受けていますが、大丈夫か、最後まで緊張しました。

届け出の順番がわかるとすぐに事務所に連絡

（選挙用掲示板にポスターを貼るためです。緑区内160箇所、一人、数枚以上3番にポスターを貼っていきます）

## 【警察署への届出】

選挙カーの仕様について、管轄の千葉南警察署に届出

設備外積載許可申請書

自動車検査証（車検証）

運転手の免許証コピー

看板の大きさ、全体の高さなど、細かく決められていて、チェックされます。

2月7日の「立候補予定者説明会」後、今日の届出がきちんとできるか、心配でした。届出書類が不足していて、届出ができない。「間に合わない！」そんな夢も見てしまいました。第一声に、ホッ。

